**育児休業中の保育継続利用の取扱いについて**

育児休業中は、家庭において保育をすることができる状態にあることから、原則としては退所していただくことになりますが、児童福祉の観点から入所児童の発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合に限り、継続利用を認めます。

継続を希望される場合には、育児休業に入る前に、「育児休業に係る保育継続申請書」と「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書」の提出が必要です。

事前に認定事由を「妊娠・出産」に切り換えているため、手続きされない場合は、出産日から起算し８週を経過する日の翌日が属する月の末日で支給認定期間の終了（退所）となります。

なお、出産後8週間以内に母以外が取得する育児休業については、上記によらず変更申請書の提出をもって継続利用を認めるものとします。



○：申請書提出で継続可

△：児童福祉の観点から当該児童の発達上、環境の変化が好ましくない旨の施設長の意見が付された場合は、市の審査により判定（保護者の都合は判断基準ではないことに注意）

×：継続不可（出産日から起算し８週を経過する日の翌日が属する月の末日で退所）

１※年齢区分は育児休業開始日の属する年度の４月１日時点の年齢で判定します。

　２※「妊娠・出産」を事由として入所開始した短期認定の児童については、従前どおり育児休業の継続利用は認めません。（「就労」→「妊娠・出産」→「育休継続」は対象となるが、「妊娠・出産」→「育休継続」の場合は対象外）

　３※育児休業を延長する場合は、当初の育児休業開始日を基準として判定します。

　４※育児休業取得の対象となった児童について、保育所等の入所申込みを行い、不承諾（兄弟同時入所が不能）となった場合は、延長期間を市と協議の上、必要期間について継続を可能とします。

　５※育児休業中に他の保育所、認定こども園等への転所を希望する場合は、従前どおり、保育の継続はできません。

６※認定こども園を利用している児童が１号認定を受け、幼稚園機能を使う場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を施設経由で提出すること。将来的に、１号から２号に再変更する時には、利用調整が発生するため、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を**市役所へ**提出すること。